

横浜市オープンデータの推進に関する指針

平成 26 年 3 月策定
令和元年 6 月改定
令和 4 年 9 月改定

横浜市政策局政策課

横浜市オープンデータの推進に関する指針（以下「本指針」という。）は、本市が保有する公共データは市民等と共有し活用できる重要な資産であるとの考えに基づき、本市の保有する公共データのオープンデータとしての公開及び活用促進に取り組む上での基本的な考え方を示すものである。

本指針は、政府が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、平成26年3月に策定した。

その後、以下のとおり改定を行っている。

令和元年6月改定

政府においては、平成28年12月14日に「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、同法の規定に基づき平成29年5月30日に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定、「オープンデータ基本指針」が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において決定された。

これを受け、本市では平成29年3月に「横浜市官民データ活用推進基本条例」を制定、平成30年5月に同条例に基づく「横浜市官民データ活用推進計画」を策定し、それらの趣旨を踏まえた改定を行った。

令和4年9月改定

政府による「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定（令和3年6月）、「オープンデータ基本指針」の改定（令和3年6月）の趣旨を踏まえた改定を行った。

1 オープンデータを推進する意義

(1) 公共データの共有及び協働による地域課題の解決

本市が保有する公共データの公開により、行政と市民、民間団体等との対話や協働による本市の地域課題の解決に貢献する。

(2) 横浜経済の活性化

市内で活動する企業やNPO法人等が、オープンデータとして公開された公共データを市場経済の幅広い段階で活用することで、民間においても市民ニーズに合わせた適切なサービスが提供されることなどが期待される。さらに、本市ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネスやサービスが創出され、横浜経済の活性化及び市内中小企業の振興に寄与する。

(3) 行政における業務の高度化・効率化

本市が保有する公共データの公開により、データを重視した政策形成が行われることが促進され、業務の高度化が図られ、更に、業務の効率化及び市民の利便性向上が図られる。

(4) 行政の透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

2 オープンデータの定義

本指針におけるオープンデータとは、本市が保有しインターネット等を通じて公開された公共データのうち、誰もが容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次の全ての項目に該当するものをいう。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

3 適用範囲

本指針は、横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号）第 1 条に掲げる統括本部及び局、区役所、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局に適用する。

4 オープンデータの公開に関する基本的ルール

(1) オープンデータとして公開する対象

本市が保有する公共データのうち、市民生活の向上、経済の活性化等に資することが期待されるデータについて、公開による効果や費用について十分に考慮しながら、本市ウェブサイトや報告書等で公表しているものなど可能なものから、オープンデータとしての公開の取組を進める。

特に、本市にしか提供できないデータや様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータなどの有用なデータについては、社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。

公開にあたっては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）等の趣旨を踏まえた上で、次のいずれかに該当するデータについては、オープンデータとして公開する対象から除外することとする。また、オープンデータとして公開する対象から除外した情報に対して公開の要望があった場合は、原則として除外理由を公開する。

ただし、対象から除外した情報についても、将来的なオープンデータとして公開の可能性を排除しないものとする。

- ア 個人情報^{*1}が含まれるもの
- イ 公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼす恐れのあるもの
- ウ 法人や個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの
- エ 具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないもの
- オ その他公開することが適当でないもの

¹ 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

(2) オープンデータの二次利用に関する原則

オープンデータとして公開する公共データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 (CC BY) *2を適用する。

(3) オープンデータのデータ形式等

オープンデータとして公開する公共データは、機械判読に適したデータ構造及びデータ形式により公開することを原則とする。特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）や、検索や抽出が可能なデータ構造、データ形式とするなど、より活用がしやすいデータ形式等での公開に努める。

特に、構造化しやすいデータ*3は、より活用がしやすいデータ形式である CSV や XML 等のフォーマットでの公開を原則とする。

また、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式（PDF形式等）での公開を引き続き行う場合についても、テキスト検索や抽出ができるよう配慮すること。なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備状況を踏まえながら、可能なものから順次対応を検討する。

(4) オープンデータの公開環境

オープンデータとして公開する公共データは、原則として本市ウェブサイトを開発の基盤とする。公開したオープンデータは、本市ウェブサイトと連携したオープンデータカタログサイト*4により横断的な検索を可能とし、特にニーズが高いと想定されるものについてはAPI*5を通じた提供を行うなど、利用者の利便性を考慮した公開環境とする。

また、オープンデータの内容をグラフ等により可視化するダッシュボードの公開等により、データの活用を促進する。

(5) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱

本市が保有する公共データのうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータとして公開する際には、その可否並びに範囲及び利用条件等の特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

(6) オープンデータの公開及び更新の頻度

オープンデータとしての公開、更新の迅速性が特に重要となる公共データについては、可能な限り、適時適切な公開、更新を行うとともに、データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新の時期を把握できるよう努める。

2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 (CC BY)

国際的な非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供しているライセンス規格・表示方法で、利用における条件や範囲等のルールを示す。「表示」は、原作者のクレジットを表示することにより二次利用可能であることを意味する。

3 構造化しやすいデータ

統計情報等の行列や階層による表現が可能な情報。

4 オープンデータカタログサイト

二次利用が可能な本市の公共データに関する情報の案内・横断的検索を目的としたウェブサイト。

5 API

データのやり取りを通じて、他システムの情報や機能等を利用するための仕組み。

5 オープンデータの公開・活用を促す仕組み

(1) オープンデータ・バイ・デザイン⁶の推進

行政手続き及び情報システムの構築、更新、運用等や行政サービスの提供を行う部署は、本市が保有する公共データを利用者がより活用がしやすいデータ形式等で公開するため、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、その企画・設計段階から必要な措置を講じる。

システム調達に関する統制、適正化等を所管する部署は、最高情報統括責任者（CIO）の下、情報システムの適正な調達に係る協議に関する要綱等に基づき各部署の取組について必要な指導を行う。

(2) 業務の委託等により収受する公共データ

委託による業務又は協働研究事業等の成果物にオープンデータとして公開する対象となる公共データが含まれる場合、二次利用可能なオープンデータとして公開することを考慮し、活用しやすいデータ形式等納入に関する条件及び著作権等の取扱条件について、委託業務の仕様、契約条項、協定書等に明記する。

(3) 利用者ニーズの反映

利用者のニーズを反映したオープンデータの公開を進めるため、「官民ラウンドテーブル⁷」において把握された民間ニーズや「推奨データセット⁸」等を参考にするとともに、本市オープンデータカタログサイト等を活用した利用者ニーズの収集、把握を進め、本市として優先的に公開すべき公共データを検討し、可能なものから順次、公開を進める。また、既に公開しているオープンデータについても、可能なものからそのデータ形式等が利用者のニーズを踏まえたものとなるよう検討、取組を進める。

(4) 民間との協働による利活用の推進

利用者のニーズの把握とともに、オープンデータの活用の促進、創出に関する民間からの提案等に対し、その趣旨及び内容を検討した上で、その利用者等が行う取組に対する支援、連携を進め、また、協働・共創によるオープンデータの活用に向けた取組を積極的に推進する。

6 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改定していくものとする。

6 オープンデータ・バイ・デザイン

公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

7 官民ラウンドテーブル

民間ニーズに即したオープンデータの取組等を目的に、データ活用を希望する民間企業等とデータを保有する府省庁等が直接対話を行うもので、平成29年度より内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（当時）が開催。

8 推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を推進するため、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータ作成に当たり準拠すべきルール、フォーマット等をまとめたもの。